

「直ちに実施できる方策」の検討項目

矯正局

- 1 受刑者処遇の在り方に関して
 - (1) 刑務作業の時間短縮による教育的処遇等の充実（試行）
 - (2) 中国との受刑者移送条約の早期締結
 - (3) 保護房のリニューアル
 - (4) 外部交通取扱要領の公表

- 2 行刑運営の透明性の確保に関して
 - (1) 受刑者釈放時アンケートの実施及びその結果公表
 - (2) 広報のための施設見学の制度化
 - (3) 矯正施設における死亡事案の全件公表

- 3 人権救済のための制度の整備について
情願処理体制の暫定運用

- 4 矯正医療の在り方に関して
外部医療機関との連携体制の構築

- 5 職員の人権意識の改革に関して
行動科学的な視点を取り入れた実務に即した人権研修

刑務作業の時間短縮による 教育的処遇等の充実(試行)

現 状

刑務作業時間：1日8時間

- ・ 刑務作業の時間を一律に確保しようとする余り，処遇内容の硬直化
- ・ 刑務作業の時間を確保した上で，運動や教育の時間の割当

改善策

作業時間短縮

教育的処遇プログラムの導入

- ・ 被害者感情理解プログラム
- ・ 社会復帰支援プログラム 等の実施

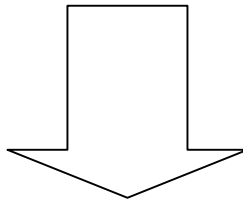
効果

受刑者処遇の充実強化

中国との受刑者移送条約の早期締結

現 状

- ・来日外国人受刑者の約43%が中国国籍
(約1300名)
- ・中国は、欧州評議会受刑者移送条約に非加入
同条約に基づく移送は現時点では不可能
- ・言語、風俗慣習等の違い、親族との接触の欠如



改善策

- ・外務省とともに、中国との協議を開始

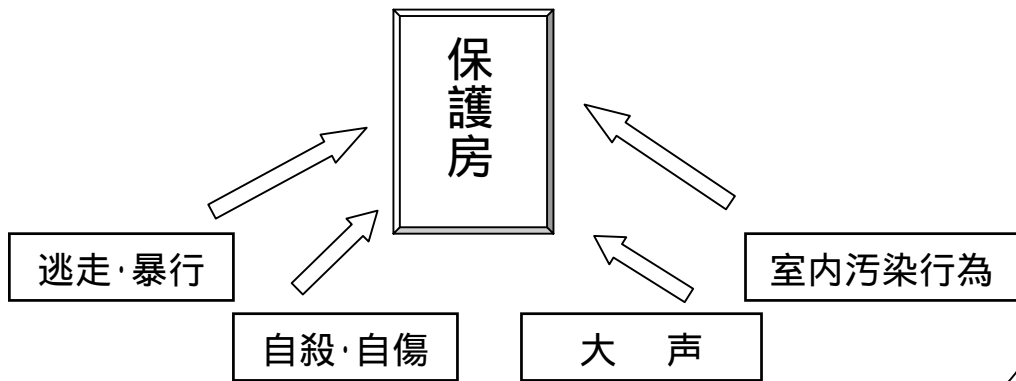
効果

- ・中国人受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰
- ・過剰収容の解消

保護房のリニューアル

現 状

- ・拘禁感が強い, 空調が不十分
- ・画一的な仕様



改善策

- ・居住環境改善(共通: 広い窓・空調設備設置)
- ・被収容者の態様に応じた単独室の新設

大声を発し続ける者
防音性能向上

大声を発し続け精神的ケア・
カウンセリングを必要とする病者
病舎に併設
防音性能向上

室内汚染行為を反復
する者
洗浄性能向上

新
単
独
室

新
病
室

新
単
独
室

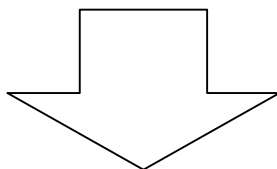
効果

被収容者の人権への配慮

外部交通取扱要領の公表

現 状

- ・各施設における待合室での掲示
- ・電話照会への一般的回答



改善策

現状に加え、

法務省ホームページで公表

外部
交通

- ・許否、制限の基準
- ・手続
- ・面会受付日時
- ・留意事項

効果

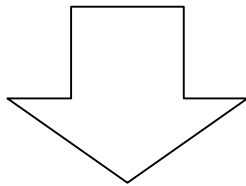
- ・外部交通の円滑な実施
- ・親族等との関係の維持

受刑者釈放時アンケートの実施及び その結果公表

現 状

釈放時感想録

- ・各施設独自の様式
- ・記述式
- ・各施設限りで処理



改善策

- ・集計が容易な「アンケート」を統一的に作成・実施
- ・「アンケート」集計結果の定期的公表

効果

- ・処遇環境の向上(人権に配慮した処遇)
- ・行刑行政の透明化(国民に理解される行刑)

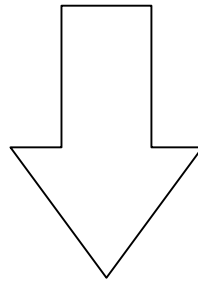
広報のための施設見学の制度化

現 状

施設公開

参観 所長による許可制

- ・参観の許可基準
学術研究 その他正当な理由
- ・異性, 18歳未満の参観は特に慎重に検討



改善策

現行の許可制参観のほかに,

広報のための施設見学

地域社会等に対する施設見学機会の設定

効果

開かれた行刑の実現

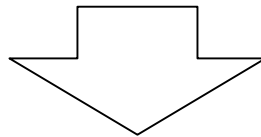
矯正施設における死亡事案の全件公表

現 状

個別案件について適時公表(各矯正施設で実施)

(公表例)

- ・被収容者間における殺傷行為等による死亡
- ・保護房収容中及び革手錠使用中並びにそれらの解除後おおむね一週間以内の死亡
- ・自殺
- ・作業事故,食中毒その他事故による死亡
- ・上記以外で,司法解剖の実施が把握できた死亡



改善策

現状の個別案件公表に加え,

病死による死亡事案を全件公表

(各矯正管区における定期公表時())

平成15年9月から,管内矯正施設の処遇関連情報等を原則1月に1度,担当記者クラブに対し公表

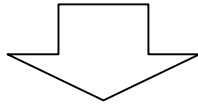
効果

行刑運営の透明性の確保

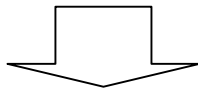
情願処理体制の暫定運用

現 状

- ・ 「違法又は不当な処分等に関する不服」と「苦情」が区別されていない
- ・ 情願件数の著しい増加



迅速に処理することができない



改善策

監獄法が改正されるまでの間、

「違法又は不当な処分等に関する不服」と「苦情」に分け、それぞれの性質に応じた取扱い(大臣訓令により明確化)

- ・ 違法又は不当な処分等に関する不服

大臣が人権擁護局又は矯正局に調査させた上、処理

- ・ 苦情

矯正局が調査の上処理し、大臣には定期的報告

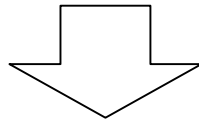
効果

情願の適正かつ迅速な処理の実現

外部医療機関との連携体制の構築

現 状

- ・外部の移送先病院の確保が困難
- ・医師の確保が困難
- ・施設単位での努力に限界



改善策

本省レベル・現場レベルでの関係者協議会の実施
(矯正医療と地域医療との連携・協力体制構築のため)

本省レベル

法務省 厚生労働省
文部科学省 日本医師会

現場レベル

行刑施設 地元医師会
地域の医療機関 県衛生
担当部局 大学医学部 等

協議内容

- ・移送先病院(協力病院)の確保
- ・夜間・休日の医療支援体制の構築
- ・医師確保のための連携・協力体制の構築
- ・釈放後の受入病院の確保

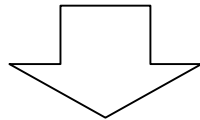
効果

矯正医療の充実強化

行動科学的な視点を取り入れた 実務に即した人権研修

現 状

座学・知識付与中心の研修



改善策

・行動科学的視点からの処遇技法研修

「民間プログラム(非暴力的危機介入法)」の導入

相手の精神状態を勘案した危機場面对応訓練

・実務に即した処遇技法研修

「職場研修用教材の作成(社会心理学の実験紹介・ロールプレイング・事例研究)」

矯正職員・被収容者双方の心理状態の理解・把握

効果

職員の人権意識の改革